

提供年月日：令和4年(2022年)12月21日

部局名：琵琶湖環境部

担当課：環境政策課 循環社会推進課

係名：環境管理係 廃棄物対策室廃棄物指導係

担当者名：山田、桐山 高取、卯田

内線：3365 3474

電話：077-528-3365 077-528-3474

E-mail：de0003@pref.shiga.lg.jp df00@pref.shiga.lg.jp

令和3年度廃棄物焼却炉等のダイオキシン類の行政検査結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイオキシン特措法」という。）および廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規制対象とされている廃棄物焼却炉等について、令和3年度に県が実施した排出ガスおよびばいじんのダイオキシン類の行政検査結果を取りまとめましたので、「別紙」のとおりお知らせします。

1 行政検査結果の概要

廃棄物焼却炉等について基準超過した施設はありませんでした。

2 行政検査について

ダイオキシン特措法および廃棄物処理法に基づき、ダイオキシン類の排出基準の遵守状況等を確認するため、県が立入りのうえ実施するものです。

1 目的

ダイオキシン特措法および廃棄物処理法に基づくダイオキシン類の排出基準の遵守状況等の確認のため、廃棄物焼却炉等における排出ガスおよびばいじんの検査を実施するものです。

令和3年度は県内（大津市除く※）に設置されている廃棄物焼却炉等 109 施設のうち、15 施設において排出ガスの検査を行いました。ばいじんは市町・一部事務組合が設置する一般廃棄物焼却処理施設の 9 施設において検査を行いました。

（※大津市に所在する施設については、大津市長へ届け出られます。）

2 検査結果（排出ガス）

検査結果は以下のとおりです。基準超過はありませんでした。

（1）廃棄物焼却炉等（廃棄物処理法許可等対象外施設）

	事業場名 (所在地)	検査日	排出ガス中の ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)		判定
			検査結果	基準 値	
1	湖南中部浄化センター (草津市矢橋町帰帆 2108 番地)	R4. 1. 21	0. 00000018	0. 1	適合
2	日精バイリス株式会社 (甲賀市水口町宇川 555 番地)	R3. 12. 22	0. 29	10	適合
3	土田建材株式会社 (東近江市五個荘奥町東川原 38)	R3. 11. 4	2. 1	5	適合

(2) 廃棄物焼却炉（廃棄物処理法許可等対象施設）

	事業場名 (所在地)	検査日	排出ガス中の ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)		判定
			検査結果	基準 値	
1	草津市クリーンセンター(1号炉) (草津市馬場町1200-25)	R3.10.28	0.00049	1	適合
2	もりやまエコパーク環境センター(1号炉) (守山市環境学習都市宣言記念公園1-2)	R4.2.9	0.00031	5	適合
3	もりやまエコパーク環境センター(2号炉) (守山市環境学習都市宣言記念公園1-2)	R4.2.9	0.0042	5	適合
4	野洲クリーンセンター(2号炉) (野洲市大篠原3335)	R3.11.19	0.000098	5	適合
5	喜楽鋳業株式会社 石部第一工場(1号炉) (湖南市石部口二丁目7番33号)	R4.1.13	0.090	5	適合
6	甲賀広域行政組合衛生センター(1号炉) (甲賀市水口町水口6677)	R3.9.27	0.012	5	適合
7	甲賀広域行政組合衛生センター(2号炉) (甲賀市水口町水口6677)	R3.9.27	0.099	5	適合
8	近江八幡市環境エネルギーセンター(2号炉) (近江八幡市竹町1143)	R3.12.8	0.011	5	適合
9	株式会社カンポ (蒲生郡日野町大字奥之池渡り山553-1)	R4.1.24	0.0091	1	適合
10	彦根市清掃センター(1号炉) (彦根市野瀬町279-1)	R3.9.13	0.0086	5	適合
11	有限会社山河商事 (犬上郡甲良町小川原字猿木道956-1)	R3.12.10	0.15	5	適合
12	大阪シーリング印刷株式会社 滋賀工場第二事業所(1号炉) (米原市大清水613-3)	R3.12.1	0.00012	10	適合

注1：(1)の表は、ダイオキシン特措法に基づく届出施設であって(2)の表の条件に該当しない施設。

(2)の表は、廃棄物処理法に基づく許可施設(焼却能力200kg/時または火格子面積2.0m²以上の焼却炉等)、もしくは届出施設(市町等設置の一般廃棄物焼却施設)。また、廃棄物処理法に基づく施設許可対象未満の規模であるが、廃棄物処理法に基づく中間処理業(焼却)の用に供する廃棄物焼却施設。

注2：(1)および(2)の表に記載されている事業場名称および所在地は、公表日現在。

3 検査結果（ばいじん処理物）

検査結果は以下のとおりです。基準超過はありませんでした。

（１）一般廃棄物焼却処理施設（市町・一部事務組合が設置する施設）

	事業場名 (所在地)	検査日	ばいじん処理物の ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/g)	
			検査結果	基準値
1	草津市立クリーンセンター (草津市馬場町 1200-25)	R3. 10. 28	1. 0	3
2	栗東市環境センター (栗東市六地藏 31)	R3. 12. 23	1. 1	
3	もりやまエコパーク環境センター (守山市環境学習都市宣言記念公園 1-2)	R4. 2. 9	0. 71	
4	野洲クリーンセンター (野洲市大篠原 3335)	R3. 11. 19	0. 41	
5	近江八幡市環境エネルギーセンター (近江八幡市竹町 1143)	R3. 12. 8	0. 66	
6	中部清掃組合日野清掃センター (蒲生郡日野町北脇 1-1)	R4. 3. 2	0. 015	
7	高島市環境センター (高島市今津町途中谷 236)	(休止)		

注1：基準値を超える場合は、特別管理一般廃棄物として取り扱う必要があります。

注2：表に記載されている事業場名称および所在地は、公表日現在。

(2) 一般廃棄物焼却処理施設（市町・一部事務組合が設置する施設）【旧炉】

※旧炉については注3により基準は適用されません。

	事業場名 (所在地)	検査日	ばいじん処理物の ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/g)	
			検査結果	—
1	甲賀広域行政組合衛生センター (甲賀市水口町水口 6677)	R3. 9. 27	4. 4	基準値は ありません
2	彦根市清掃センター (彦根市野瀬町 279-1)	R3. 9. 13	0. 31	
3	湖北広域行政事務センタークリスタルプラザ (長浜市八幡中山町 200)	R3. 11. 30	1. 2	

注3：平成12年1月15日において現に設置され、または設置の工事がされていた廃棄物焼却炉（旧炉）において生じたばいじんについては、セメント固化や薬剤処理等により適正に処理されている場合、基準は適用されません。

注4：表に記載されている事業場名称および所在地は、公表日現在。

【参考】

○排出ガス中のダイオキシン類の排出基準について

	焼却能力	新設施設	既存施設	備考
廃棄物焼却炉	4t/h以上	0.1	1	新設施設とは平成9年12月2日（廃棄物処理法に基づく許可施設もしくは届出施設以外の施設は平成12年1月16日）以降の設置施設である。 既存施設とはこれらの日に現に設置されている施設である。
	2t/h以上 ～4t/h未満	1	5	
	2t/h未満	5	10	
アルミニウム溶解炉		1	5	新設施設とは平成12年1月16日以降設置の施設、既存施設とはこの日に現に設置されている施設である

(単位：ng-TEQ/m³N)

○単位について

ng (ナノグラム)：10億分の1グラムを意味する。

TEQ：毒性等量 (Toxicity Equivalency Quantity)。ダイオキシン類には多くの異性体が存在し、異性体間で毒性の強さが異なることから、ダイオキシン類の量は、各異性体の測定値にそれぞれの毒性の強さに応じて設定されている国際毒性等価係数 (I-TEF ; International Toxicity Equivalency Factor) を乗じた値の総和で評価する。I-TEFは、ダイオキシン類の中で最も毒性が強いとされている 2,3,7,8-TeCDD(2,3,7,8-四塩化ジベンゾ^o-パラ-ジキシン)の毒性を1として設定されている。単純な質量ではないことを示すため、質量の単位にTEQを付して表記する。

m³N：気体は温度や圧力によって体積が変化するので、排出ガスの体積は標準状態 (0℃、1気圧) における体積に換算して表すこととされている。体積の単位に、標準状態に換算した値であることを示すN (ノルマル) を付して表記する。

○ダイオキシン類に係る廃棄物処理法とダイオキシン特措法の規制について
(廃棄物焼却炉に係るもの)

廃棄物処理法 許可対象施設

- (焼却能力200kg/時または
火格子面積2.0m²以上の焼却炉等)
- 施設設置の許可 (第 15 条)
 - 許可施設の構造基準 (第 15 条の 2)
 - 許可施設の維持管理基準 (ダイオキシン類
排出濃度を含む) (第 15 条の 2 の 3)
 - 維持管理基準に適合していないと認めると
きは、改善若しくは一時停止を命ずることが
できる。(第 15 条の 2 の 7)
 - 市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出
(第 9 条の 3)

ダイオキシン特措法 届出対象施設

- (焼却能力 50kg/時または
火床面積 0.5m²以上の焼却炉)
- 施設設置の届出 (第 12 条)
 - ダイオキシン類の排出濃度の基準値
(第 20 条)
 - 排出基準超過が継続するおそれがあると認
めるときは、改善若しくは一時停止を命ずるこ
とができる。(第 22 条)
 - 施設設置者による自主検査結果の県へ報告、
県による当該結果の公表 (第 28 条)

ばいじんおよび燃え殻の処理基準

廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじんおよび燃え殻については、ダイオキシン類の含有量が 3 ng-TEQ/g を超えるものは、廃棄物処理法に基づく特別管理廃棄物に該当し、その処理基準に従った処理が必要となる。

(ただし、平成 12 年 1 月 15 日において現に設置され、又は設置の工事がされていた施設において生じたばいじんおよび燃え殻については、廃棄物処理法が定める方法により処分を行う場合に限り、特別管理廃棄物に係る処理基準は適用されない。)